

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の減免措置について

新型コロナウイルス感染症に関連した経済的影響を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。

1. 減免額

1ヶ月当たりの基本料金			メーター使用料	
	種類及び用途	基本料金	口径	使用料
専用栓	家事用	1,050円	13mm	80円
	営業、工場、会社	2,270円	20mm	100円
共用栓	家事用	2,100円	25mm	130円
営農栓	家畜用	1,050円	30mm	240円
			40mm	290円
			50mm	1,090円
			75mm	1,460円

2. 減免期間

令和2年7月検針分から9月検針分まで（3ヶ月間）

3. 申込手続き

申込の手続きは不要です。

〈例〉一般家庭の平均的な使用水量（メーター20mmで20m³の場合）

【減免前】水道料金 2,360円/月

【減免後】水道料金 1,210円/月（△1,150円/月）

減免前の金額から減免額を差し引いた額で請求させていただきます。

～お問い合わせ～
日高川町上下水道課
電話 0738-22-4814